

3 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化、食品産業の強化

(1) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の実施

現状

- 令和5(2023)年(1月~12月)の我が国の農林水産物・食品の輸出実績は、1兆4,541億円となり、過去最高を記録しました。平成30(2018)年から取組を開始したGFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)には、令和5(2023)年度末時点で東北では539の農林水産物・食品事業者(全国5,006事業者)が登録されており、登録事業者の希望に応じて輸出訪問診断等を実施しています。
- 令和4(2022)年5月に改正された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4(2022)年10月施行)及び令和5(2023)年12月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットインの発想で輸出に取り組む産地・事業者を重点的に支援しています。

農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組

輸出産地サポーター※を中心に、品目担当課、輸出促進課及び県拠点が連携を密にして、県及び輸出産地のヒアリングを通じて輸出産地の課題を明確化し、輸出事業計画の策定及び実施を支援しました。

令和5(2023)年度までの輸出事業計画の認定状況は、牛肉、鶏卵、青果物、切り花、コメ、味噌・醤油等18品目で60実施主体(図表2-36)となっています。今後、輸出産地・事業者ごとの課題に応じたフォローアップに取り組むこととしています。

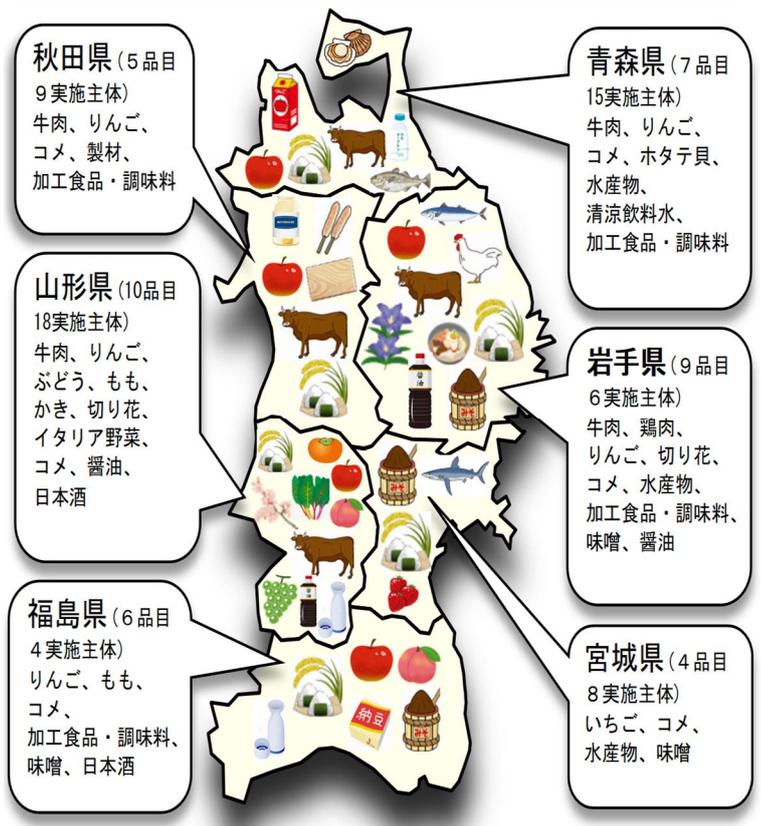
また、令和5(2023)年度においては、訪日客を対象とし、地域の食文化に焦点を当てた輸出商品の新たな発掘と、それを契機とした東北ならではの輸出プラットフォームの形成を目的に、令和4年度グローバル産地づくり

緊急対策事業(GFPコミュニティ構築支援加速化委託事業(地方版))を実施しています。

実施結果(事業実施報告書、優良事例集)については、東北農政局HP(URLは以下のとおり)に掲載しています。

URL: <https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/yusyutu/community.html>

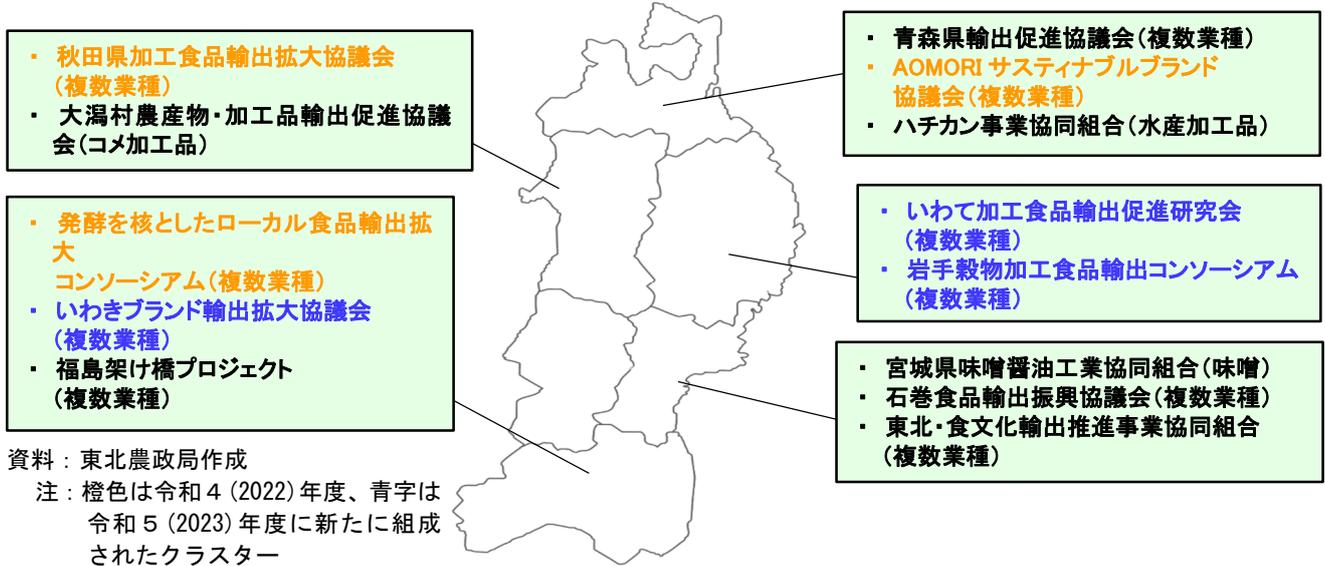
図表 2-36 東北の輸出事業計画の認定状況(2023年度末日時点)



※ 輸出産地・事業者をサポートするため、食品事業者や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として東北農政局に配置。

また、加工食品の輸出促進のため、地域における中小の食品製造事業者等が連携して輸出の取組を行う「加工食品輸出クラスター」の組成を支援しており、東北においても複数の取組が始まっています（図表 2-37）。

図表 2-37 東北地方における加工食品輸出クラスターの事例(令和5(2023)年度末日時点)



東北農政局の取組 東北農政局輸出に取り組む優良事業者表彰

東北農政局では、令和6(2024)年3月「令和5年度東北農政局輸出に取り組む優良事業者表彰」を実施し、(株)山神^{やましん}、岩手中央農業協同組合、(株)田中酒造店^{たなか}の3者に東北農政局長賞を授与しました。

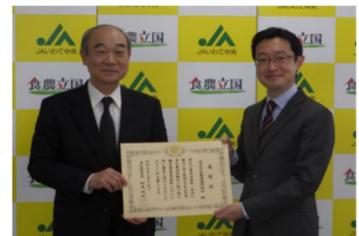
(株)山神^{やましん}の取組は、ボイルほたてや両貝ほたて等の生産から加工までを自社生産することにより、アメリカ、オーストラリア、香港等の11カ国に安定した輸出体制の構築を確立しています。また、加工工場でのHACCPによる衛生管理や「鮮度」の重視による日本産ほたての評価を維持するために、養殖区域・製造工程の説明を行うことで他国との差別化を図っています。そして、従来は廃棄されていたほたての貝殻を使ったネイル・洗剤等の商品開発を行い、輸出を目指しています。

岩手中央農業協同組合は、りんご及びさつまいもをアメリカ、台湾、タイ等の8カ国に輸出をし、中でもりんごについては、フロントランナーとして北米への輸出拡大を図っています。また、人的交流・新商品の開発・安定的な輸出の継続に向けて、タイ・台湾では現地販売店と直接商談を行う等、マーケットインの発想で輸出事業を展開しています。

(株)田中酒造店^{たなか}は、SNSの活用で新たなファンの拡大に取り組んでいます。日本酒の製造方法・醸造元の歴史などを商品価値の一部として評価するワイン文化が根差した国・地域をターゲットとした戦略をとり、販路の拡大・商流の確立・消費者への浸透を図っています。また、ソムリエやレストランオーナーを対象としたマスタークラスを世界各地で開催し、各地の著名なレストランで世界のセレブに向けた商品提供が行われています。



東北農政局長賞受賞の様子
(株)山神^{やましん}



東北農政局長賞受賞の様子
(岩手中央農業協同組合)



東北農政局長賞受賞の様子
(株)田中酒造店^{たなか}

(2) 地理的表示(GI)保護制度の登録状況

現状

- ▶ 東北における「地理的表示 (GI) 保護制度^{※1}」の登録産品数は、令和5 (2023) 年度に新たに4産品 (図表 2-38) が登録され35産品 (図表 2-39) となりました。全国では、43都道府県の145産品、3か国 (イタリア、ベトナム、タイ) の5産品の計150産品が登録されています (令和6 (2024) 年3月27日時点)。

図表 2-38 令和5(2023)年度に登録された東北の GI 産品



図表 2-39 東北 GI 産品登録状況(令和 6(2024)年 3 月 27 日現在)

県名	産品数	産品名
青森県	7産品	・あおもりカシス <small>じゅうさんごさん やまと</small> ・十三湖産大和しじみ <small>おがわらごさん やまと</small> ・小川原湖産大和しじみ ・つるたスチューベン <small>おおわにおんせん</small> ・大鰐温泉もやし <small>あおもりくろ</small> ・清水森ナンバ ・青森の黒にんにく
岩手県	8産品	・前沢牛 <small>まえざわぎゅう</small> ・岩手野田村荒海ホタテ <small>いわてのむらあらうみ</small> ・岩手木炭 <small>いわてもくたん</small> ・二子さといも <small>ふたご</small> ・浄法寺漆 <small>じょうぼうじうるし</small> ・甲子柿 <small>かつしがき</small> ・広田湾産イシカゲ貝 <small>ひろたわんさん</small> ・西わらび <small>にし</small>
宮城県	4産品	・みやぎサーモン <small>いわてやまこお</small> ・岩出山凍り豆腐 <small>いわでやまこお</small> ・河北せり <small>かほく</small> ・仙台せり <small>せんだい</small>
秋田県	5産品	・大館とんぶり <small>おおだて</small> ・ひばり野オクラ <small>ひばりの</small> ・松館しぼり大根 <small>まつだて</small> ・いぶりがっこ <small>だいこん</small> ・大竹いちじく <small>おおたけ</small>
山形県	5産品	・米沢牛 <small>よねざわぎゅう</small> ・東根さくらんぼ <small>ひがしね</small> ・山形セルリー <small>やまがた</small> ・小笹うるい <small>おささ</small> ・山形ラ・フランス <small>やまがた</small>
福島県	6産品	・南郷トマト <small>なんごう</small> ・阿久津曲がりねぎ <small>あくつま</small> ・川俣シャモ <small>かわまた</small> ・伊達のあんぼ柿 <small>だて</small> ・たむらのエゴマ油 <small>あぐら</small> ・昭和かすみ草 <small>しょうわ</small>

資料：東北農政局作成

＜地理的表示 (GI) 保護制度＞

登録を希望する産品を生産する生産者団体は、国に申請を行い、登録を受けることにより、登録内容に即して生産される産品 (GI 登録産品) に「地理的表示^{※2}」及び「登録標章 (GI マーク)^{※3}」を使用することが可能となります。

このことにより、他産品との差別化が可能になるとともに、地理的表示の不正使用は行政が取締りを行うことから、訴訟等の負担なく地域産品のブランド価値を守ることに繋がります。

また、海外において、我が国で登録された GI に関する商標を第三者が出願している事例や、我が国で登録された GI 産品の模倣品が販売される事例が確認されており、こうした海外における侵害行為対策として、海外への GI 申請・登録及び商標出願・登録支援について補助事業を実施しています。



登録標章 (GI マーク)

※1 「地理的表示 (GI) 保護制度」とは、その地域ならではの自然や歴史、文化、風習の中で育まれてきた品質や社会的評価などの特性を有する農林水産物・食品を国が登録し、その名称を地域の知的財産として保護するもので、平成 27 (2015) 年 6 月 1 日に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(GI 法) に基づく制度である。
 ※2 「地理的表示」とは、農林水産物・食品等の名称であり、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称である。
 ※3 「登録標章 (GI マーク)」は、GI 法に規定されているもので、登録された産品の地理的表示と併せて付すことができ、GI 法上登録された真正な地理的表示産品であることを証するものである。なお、GI マークは、商標法 (昭和 34 年法律第 127 号) に基づく商標として登録されている。